

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月25日
【会社名】	日本梱包運輸倉庫株式会社
【英訳名】	NIPPON KONPO UNYU SOKO CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 黒岩 正勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5331 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 佐野 恭行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5331
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 佐野 恭行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月23日開催の取締役会において、平成27年10月1日付けで当社の事業を、会社分割により当社の100%子会社である日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社に承継し、持株会社体制に移行することを決議いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項（平成27年5月25日現在）

1) 商号	日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社
2) 本店の所在地	東京都中央区明石町6番17号
3) 代表者の氏名	代表取締役 黒岩 正勝
4) 資本金の額	10百万円
5) 純資産の額	10百万円
6) 総資産の額	10百万円
7) 事業の内容	現時点では事業を行っておりません。

8) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
 相手会社は平成27年5月25日の設立であり、過去の実績はありません

9) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
 日本梱包運輸倉庫株式会社（当社） 100%

10) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係
 相手会社は、当社100%出資の連結子会社であり、当社より取締役、監査役を派遣する予定です。又、相手会社は現在設立中であり営業活動を行っておりません。

2. 当該吸収分割の目的

持株会社体制への移行により、激しい競争下にあっても地域競争力の強化及びグループシナジー発揮による事業拡大により企業としての成長、進化を加速し、目標達成とお客様に存在感のある企業を目指すと言うものですが、今後、更なる変化が予測される事業環境を、的確に捉えて機動的な経営が図れるよう意思決定プロセスを明確にするとともに、事業再編による各事業の強化と業容拡大及びグローバルな事業展開を推し進め、当社グループの競争力を高めて企業価値の最大化を図ってゆきたいと考えております。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

1) 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割です。尚、当社は、吸収分割後に一部事業を残した持株会社となり、平成27年10月1日付けで「ニッコンホールディング株式会社」に商号変更し、又、当社の100%子会社である日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社は同日付けで「日本梱包運輸倉庫株式会社」に商号変更する予定であります。

2) 吸収分割に係る日程

分割契約承認取締役会	平成27年5月23日
分割契約締結	平成27年5月25日
分割契約承認株主総会	平成27年6月29日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成27年10月1日（予定）

3) 吸収分割に係る割当ての内容

日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社は、本吸収分割に際して普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当てます。

4) 吸収分割契約の内容

当社と日本梱包運輸倉庫分割準備会社が平成27年5月25日に締結する吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

日本梱包運輸倉庫株式会社（以下「甲」という。）と、日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その経営する事業のうち、運送事業・梱包事業・倉庫事業・その他事業の一部を除く事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の全部又は一部を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

（当事会社の商号及び住所）

第2条 本分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収分割会社） 商号：日本梱包運輸倉庫株式会社（平成27年10月1日をもって、「ニッコンホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都中央区明石町6番17号

乙（吸収分割承継会社）商号：日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社（平成27年10月1日をもって、「日本梱包運輸倉庫株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都中央区明石町6番17号

（本分割により承継する権利）

第3条 乙は、効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）において、「別紙、承継する権利義務の明細」に記載の本事業に関する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を、甲から承継する。ただし、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

（本分割に際して交付する金銭等）

第4条 本分割に際して、乙は、甲に対し、普通株式200株を新たに発行する。

（乙の資本金及び、準備金等）

第5条 本分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本事業にかかる資産及び債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 490,000,000円
- (2) 資本準備金 - 円
- (3) その他資本剰余金

会社計算規則第37条に規定する株主払込資本変動額から(1)及び(2)の金額を減じて得た額。

（分割承認総会）

第6条 甲及び乙は、平成27年6月29日に開催される、それぞれの株主総会において、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（効力発生日）

第7条 本分割の効力発生日は、平成27年10月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議してこれを変更することができる。

2. 本事業のうち、官公庁による許認可が間に合わない事業がある場合は、甲乙協議の上、その事業の承継を許認可が取得できた日以降とする場合がある。

(競業禁止義務)

第8条 甲は、効力発生日後においても、本事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変化が生じたときは、協議の上、合意により、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、甲及び乙の分割總會承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約書に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本分割に際して必要な事項は、甲乙が協議して定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 5月25日

甲 東京都中央区明石町6番17号
日本梱包運輸倉庫株式会社
代表取締役 黒岩 正勝

乙 東京都中央区明石町6番17号
日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社
代表取締役 黒岩 正勝

(別紙)

承継する権利義務の明細

乙は、本分割により、効力発生日における甲の本事業に属する資産、負債、雇用契約その他の契約上の地位並びに権利義務を甲から承継する。

なお、乙が甲から承継する権利義務の評価は、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

1) 流動資産

本事業に関する現金及び預金、受取手形、売掛金、原材料及び貯蔵品、前払費用、繰延税金資産、短期貸付金、その他流動資産など本事業に関する流動資産の一切。ただし、有価証券、未収収益及び関係会社短期貸付金を除く。

2) 固定資産

本事業に関する有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産など本事業に関する固定資産の一切。ただし、投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金及び関係会社長期貸付金を除く。

2. 承継する負債

1) 流動負債

本事業に関する支払手形、電子記録債務、買掛金、リース債務、未払金、預り金、設備関係支払手形、営業外電子記録債務、その他の流動負債など本事業に関する流動負債の一切。ただし、1年内返済予定の長期借入金及び関係会社預り金を除く。

2) 固定負債

本事業に関するリース債務，資産除去債務，繰延税金負債，長期未払金，その他の固定負債など本事業に関する固定負債の一切。ただし，社債，長期借入金及び投資有価証券に係る繰延税金負債を除く。

3. 承継する雇用契約

- 1) 本分割の効力発生日において，甲に在籍しているすべての従業員（出向者，パート及びアルバイトを含む）に係る労働契約上の地位，及び当該契約に基づき発生する権利義務の一切。ただし，グループ全体の管理及び指導を行う従業員を除く。
- 2) 甲と日本梱包運輸倉庫労働組合との間で，乙に承継させることを合意した甲と日本梱包運輸倉庫労働組合との間の労働協約の一切。

4. 承継するその他の権利義務

- 1) 本分割の効力発生日において，本事業に関して甲が乙を除く第三者と締結した取引基本契約，不動産賃貸借契約，業務委託契約，リース契約その他本事業に関わる一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。
- 2) 本事業に関する許可，認可，承認，届出，登録等で法令上承継可能なもの。

4. 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社は当社の100%子会社であり、本吸収分割は物的分割であることから、第三者期間による算定は実施していません。日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社が当社に交付する普通株式数については、当社及び日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社が1株当たりの純資産額を考慮して任意に決定いたしました。

5. 当該吸収分割後の吸収分割承継会社の概要

1) 商号	日本梱包運輸倉庫株式会社 (平成27年10月1日付けで日本梱包運輸倉庫分割準備株式会社より商号変更予定)
2) 本店の所在地	東京都中央区明石町6番17号
3) 代表者の氏名	代表取締役社長執行役員 黒岩 正勝
4) 資本金の額	500百万円
5) 純資産の額	未定
6) 総資産の額	未定
7) 事業の内容	運送事業、梱包事業、倉庫事業、その他事業（燃油事業、保険代理店事業等）

以上